

## ● はしがき

令和4年5月18日、「民事訴訟法等の一部を改正する法律」（令和4年法律第48号）が成立し、同月25日に公布された。この改正法は、段階的に施行するものであり、一部は、既に施行しているが、全面的には、その公布日から4年以内に定める日に施行する。

この改正法は、近年における情報通信技術の進展や、社会経済情勢の変化を踏まえて、喫緊の課題と言われていた、民事訴訟に関する手続の全面的なデジタル化（IT化）を可能とする規定を整備している。また、この改正法は、当事者の申出により一定の事件について一定の期間内に審理を終えて判決を行う法定審理期間訴訟手続の創設や当事者等に対する住所、氏名等の秘匿の制度の創設といった新たな制度の創設もしている。

このように、この改正法は、民事訴訟に関する手続全般に影響を与えるものであり、今後予定されている最高裁判所におけるシステムの構築などと相まって、改正法の施行後は、その手続の有り様は大きく変化することになり、その影響は極めて大きなものになるといえる。

また、この改正法は、民事訴訟に関する手続のデジタル化を図るものであるが、人事訴訟や家事事件、更には民事執行の手続といった他の民事裁判の手続のデジタル化については、令和5年6月に成立した「民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（令和5年法律第53号）において改正がされている。もっとも、人事訴訟や家事事件については、ウェブ会議を利用する方法により離婚や離縁の和解や調停等を成立させたり、合意に相当する審判の前提となる合意を成立させたりすることを可能とする規定の整備を行うなど、この改正法において、一部につき先行的に改正をしており、その活用が期待されている。

本書は、このような改正法による改正項目について、一問一答の形式で、改正の趣旨やその内容を簡潔に説明するものである。また、本書では、令和5年6月に成立した前記の整備法の改正項目についても、改正法の施行と密接に関連し、改正法と同時に施行する項目（電子判決書等に基づく執行や執行文付与等の手続）について、その内容を説明している。

本書の執筆は、編著者のほか、法務省民事局において改正法の立案事務に

関与した波多野紀夫前法務省民事局民事法制企画官（現法務省民事局参事官）、藤田直規前法務省民事局付（現東京地裁判事）、西臨太郎前法務省民事局付（現東京地裁判事）、大庭陽子法務省民事局付、法務省大臣官房司法法制部において改正法の立案事務に関与した渡邊英夫前法務省大臣官房司法法制部参事官（現東京高裁判事）、園俊次郎前法務省大臣官房司法法制部付（現札幌家裁若狭支部判事補）が行い、全体の調整を編著者が行った。もとより、本書は、編著者らが個人の立場で執筆したものであり、意見にわたる部分は編著者らの個人的見解にとどまるものである。

この改正法は、法制審議会において答申された「民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱」に基づき立案されたものであるが、立案における検討の過程においては、法制審議会民事訴訟法（IT化関係）部会の部会長を務められた山本和彦一橋大学大学院教授を始め、同部会の委員・幹事など数多くの関係者からのご支援・ご協力を賜った。改めて感謝を申し上げたい。また、本書の刊行に当たっては、株式会社商事法務の辻有里香氏、中崎祥子氏のご尽力を賜った。記して感謝の意を表したい。

本書が関係各方面において広く利用され、改正法の趣旨及び内容についての理解の一助となれば幸いである。

令和6年3月

前法務省民事局参事官（現農林水産省大臣官房法務支援室長）

脇村 真治

一問一答 新しい民事訴訟制度（デジタル化等）

——令和4年民事訴訟法等改正の解説

もくじ

第1章 総論

- Q1 今回、民訴法等の一部改正が行われたのはなぜか。 1
- Q2 我が国における民事訴訟に関する手続のデジタル化のこれまでの取組は、どのようなものか。 3
- Q3 改正法による改正の要点は何か。 4
- Q4 法制審議会における諮問から改正法案の提出に至る経緯及び国会における審議の経過及び内容は、どのようなものか。 5

第2章 民事訴訟に関する手続のデジタル化の概要

- Q5 全ての裁判所における民事訴訟に関する手続において、インターネットによる申立て等を行うことができるようにしたのはなぜか（新民訴法第132条の10関係）。 9
- Q6 民事訴訟に関する手続において、ウェブ会議及び電話会議を利用する場面を拡充したのはなぜか。また、その内容は、概要、どのようなものか。 10
- Q7 訴訟記録を電子化したのはなぜか。また、その内容は、概要、どのようなものか。 12
- Q8 当事者等がインターネットを使用する方法により裁判所の使用するサーバに記録することができるファイル形式及びファイル容量については、どのようなものとなるのか。また、読み上げ機能に対応するファイルになるのか。 14
- Q9 新民訴法においてはインターネットを使用して当事者及び裁判所間で情報のやり取りを行うことが想定されているが、どういった方法でそういったやり取りを行うのか。例えば、電子メールを使用して訴状や判決等の内容を送信したりするのか。 15
- Q10 新民訴法においては、ウェブ会議を利用する場面があるが、どのようなシステムが利用されるのか。 16
- Q11 新民訴法においては、電磁的記録を提出する方法をとることができること

について、個別の規定にそのことが明記されているものと、そうでないものがあるが、どのようなルールの下で規定が置かれているのか。 17

### 第3章 インターネットによる申立て等

- Q12 インターネットによる申立て等の見直しにつき、新民訴法の内容は、概要、どのようなものか（新民訴法第132条の10関係）。 19
- Q13 インターネットを使用してすることができる新民訴法第132条の10が定める「申立てその他の申述」には、どのようなものが含まれるか（新民訴法第132条の10関係）。 23
- Q14 訴状等の申立て等に係る書面以外の書面についても、その提出に代えて、電磁的記録を提出することが可能となるのか。 26
- Q15 弁護士等である訴訟代理人等が申立て等をする際にインターネットを使用する方法によってすることを義務付けている理由及びその内容は、どのようなものか（新民訴法第132条の11関係）。 28
- Q16 弁護士等である訴訟代理人等以外の者について、申立て等を行う際にインターネットを使用する方法によりすることを義務付けることにしなかったのはなぜか。 32
- Q17 弁護士等を訴訟代理人に選任した者が、自らが申立て等をする際には、インターネットを使用する方法によりすることが義務付けられ、書面の提出をしてすることはできなくなるのか。 33
- Q18 当事者が裁判所の使用に係る電子計算機の故障によって不変期間を遵守することができなかった場合には、訴訟行為の追完をすることができるか（新民訴法第97条関係）。 34

### 第4章 送達に関する見直し

#### 第1 概要

- Q19 送達に関して、改正をしている事項には、どのようなものがあるか（新民訴法第98条から第113条まで関係）。 36

#### 第2 電磁的記録の送達

- Q20 「電磁的記録の送達」を創設し、送達すべき対象に電磁的記録を加えるなどして、送達を実施する際に、インターネットによる方法もとることができるようにしたのはなぜか（新民訴法第109条から第109条の4まで関係）。 38

- Q21 「電磁的記録の送達」は、概要、どのようなものか（新民訴法第109条から第109条の4まで関係）。 39
- Q22 インターネットによる方法について送達受取人の制度を設けた理由は、どのようなものか。また、送達受取人は、誰が届出をし、その権限はどのようなものか（新民訴法第109条の2第2項関係）。 44
- Q23 インターネットによる方法の効力発生時期について、どのような規定が設けられているか（新民訴法第109条の3関係）。 46
- Q24 インターネットによる方法により送達を受ける旨の届出がされている場合であっても、裁判所書記官は、出力書面による方法をとることができるか。 48
- Q25 インターネットによる方法においては、裁判所が通知を発信すれば、送達を受けるべき者が届出をしていた連絡先を解約するなどしており、その通知を受け取ることができなくとも、その発信をした日から1週間を経過すれば、その効力が生ずるのか。 49
- Q26 インターネットによる方法により送達を受ける旨の届出をすることが義務付けられている者に関して、どのような規定が設けられているか（新民訴法第132条の11第2項及び第109条の4関係）。 50
- Q27 外国に所在する者に対して、インターネットによる方法によって電磁的記録の送達をすることができるのか。 53

### 第3 公示送達

- Q28 公示送達に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第111条及び第112条関係）。 54

## 第5章 ウェブ会議による口頭弁論等

### 第1 口頭弁論

- Q29 口頭弁論をウェブ会議を利用して実施することができることにしたのは、なぜか（新民訴法第87条の2第1項及び第3項関係）。 57
- Q30 口頭弁論がウェブ会議によって実施されるのは、どのような場合か（新民訴法第87条の2第1項関係）。 59
- Q31 当事者双方がウェブ会議を利用して口頭弁論の期日に関与する場合であっても、口頭弁論の期日は、法廷において実施し、裁判官はその法廷に現実に所在しなければならないのか。また、傍聴人は法廷を傍聴することはできるのか。 60

Q32 新民訴法の下で、インターネットを使用して口頭弁論を傍聴すること（インターネット中継された口頭弁論を視聴すること）について規定が設けられたか。 61

Q33 口頭弁論の期日に、当事者が現実に出頭することを希望していても、裁判所がウェブ会議での実施を定めれば、当事者は現実に出頭することができなくなるのか。 62

**第2 口頭弁論に代わる審尋**

Q34 口頭弁論に代わる審尋の期日におけるウェブ会議又は電話会議の利用に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第87条の2第2項及び第3項関係）。 63

**第3 和解**

Q35 和解期日に関して、どのような改正がされたのか（新民訴法第89条関係）。 65

**第4 無断録音及び無断録画**

Q36 ウェブ会議や電話会議を利用して期日に関与した場合に、その映像又は音声を録画や録音したりすることは許されるのか。 67

**第6章 訴訟記録の電子化**

**第1 概要**

Q37 原則として、訴訟記録を電子化したのは、なぜか。また、その内容は、概要、どのようなものか。 68

**第2 提出書面等に記載等された事項の裁判所の使用するサーバのファイルへの記録**

Q38 書面等や電磁的記録を記録した記録媒体が裁判所に提出された場合にそれらに記載等された事項を裁判所書記官が裁判所の使用するサーバのファイルに記録するとの規定は、どういったものか（新民訴法第132条の12及び第132条の13関係）。 72

**第3 裁判所等が作成する資料**

Q39 旧民訴法において裁判官及び裁判所書記官が紙媒体で作成していたものは、今後は、例外なく、電磁的記録によって作成され、裁判所の使用するサーバのファイルに記録されるのか。当事者等の申立て等をする者以外の者については、どうか。 75

**第4 訴訟記録の電子化の例外等**

Q40 営業秘密の一部につき、これを裁判所の使用するサーバのファイルに記録

しないことができるものとしたのは、なぜか。また、その内容はこういったものか（新民訴法第92条第9項及び第10項、第132条の12第1項第1号並びに第132条の13第1号関係）。 77

Q41 当事者等の住所、氏名等につき、これを裁判所の使用するサーバのファイルに記録しないことができるものとしたのは、なぜか。また、その内容はこういったものか（新民訴法第132条の12第1項第2号及び第3号並びに第132条の13第2号から第4号まで関係）。 84

Q42 文書送付嘱託及び文書提出命令により送付又は提出された文書に記載されている事項について、裁判所の使用するサーバのファイルに記録することを要しないとしているのはなぜか（新民訴法第227条第2項等関係）。 89

## 第7章 訴訟記録の閲覧等

### 第1 電磁的訴訟記録の閲覧等

Q43 電磁的訴訟記録の閲覧、複写及びその証明文書・電磁的記録に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第91条の2関係）。 91

Q44 非電磁的訴訟記録の閲覧等の規律を維持して、設けているのはなぜか（新民訴法第91条関係）。 96

Q45 訴訟に関する事項の証明書に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第91条の3関係）。 97

### 第2 和解調書等の閲覧

Q46 和解調書等について、その閲覧を、当事者及び利害関係を疎明した第三者に限って認めることにしたのはなぜか。また、その内容は、どのようなものか（新民訴法第91条第2項後段及び第91条の2第4項関係）。 98

### 第3 秘密保護のための閲覧等の制限

Q47 第三者による閲覧等の制限の制度により閲覧等が制限されている第三者が訴訟に参加した場合におけるその参加した者の閲覧等の制限について、どのような規定が設けられているか（新民訴法第92条第6項から第8項まで関係）。 100

Q48 第三者による閲覧等の制限の制度により閲覧等が制限されている場合において、当事者が、その閲覧等をして知った情報を第三者に対して漏らすことは許されるのか。 103

### 第4 補助参加人による訴訟記録の閲覧等

Q49 補助参加人による訴訟記録の閲覧等に関して、どのような改正をしている

か（新民訴法第 45 条第 5 項関係）。 105

## 第 8 章 証拠に関する見直し

### 第 1 総則関係

Q50 裁判所外における証拠調べの手続に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第 185 条第 3 項関係）。 106

Q51 調査嘱託等の結果の手続上の取扱いに関して、どのような改正をしているか（新民訴法第 186 条第 2 項、第 205 条第 3 項、第 215 条第 4 項及び第 218 条第 3 項等関係）。 108

Q52 参考人等の審尋に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第 187 条第 3 項及び第 4 項関係）。 110

### 第 2 証人尋問

Q53 証人が陳述をする際の禁止事項に関し、どのような見直しをしたのか（新民訴法第 203 条関係）。 112

Q54 ウェブ会議による証人尋問の要件に関して、どのような見直しをしているか（新民訴法第 204 条関係）。 113

Q55 ウェブ会議による証人尋問について、どのような場合に「相当と認めるとき」に当たるのか（新民訴法第 204 条関係）。 115

Q56 証人尋問を実施する際に、当事者は、現実に法廷に出頭しないまま、ウェブ会議を利用して当該証人尋問に関与し、反対尋問等を行うことはできるのか。 116

Q57 ウェブ会議による証人尋問が行われる場合には、証人は、どのような場所に所在することになるのか（新民訴法第 204 条関係）。 117

Q58 尋問に代わる書面の提出に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第 205 条第 2 項関係）。 119

### 第 3 当事者尋問

Q59 当事者尋問について、どのような見直しをしているか。 120

### 第 4 書証

Q60 書証の写しをインターネットを使用して提出することができるのか。 121

Q61 紙媒体で作成された契約書等に関して、書証の申出をインターネットを使用してすることができるか。 122



**第5 鑑定**

Q62 鑑定に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第215条第2項、第215条の3及び第218条第2項関係）。 124

**第6 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べ**

Q63 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの規定を新設した理由は、どのようなものか（新民訴法第231条の2及び第231条の3関係）。 126

Q64 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べとは、どのようなものか（新民訴法第231条の2及び第231条の3関係）。 127

Q65 電磁的記録提出命令は、概要、どのようなものか（新民訴法第231条の2及び第231条の3関係）。 130

Q66 電磁的記録送付嘱託は、概要、どのようなものか（新民訴法第231条の3関係）。 135

Q67 電磁的記録に記録された情報の内容に係る証拠調べの規定を新設することに伴い、他の規定において、どのような改正をしているか。 136

**第7 検証**

Q68 検証に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第232条の2関係）。 137

**第9章 総則に関する見直し**

**第1 費用額の確定手続**

Q69 費用額確定処分申立てに10年の期限を設けたのは、なぜか。また、その内容は、どのようなものか（新民訴法第71条、第72条及び第73条第2項関係）。 138

**第2 担保の取消し**

Q70 訴訟費用に関する担保取消しのための催告を裁判所書記官がすることにしたのは、なぜか（新民訴法第79条第3項関係）。 141

**第3 専門委員**

Q71 専門委員に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第92条の2第2項及び第92条の3関係）。 142

**第4 期日の変更及び期日の呼出し**

Q72 期日の変更及び期日の呼出しに関する規定について、どのような改正がされたのか（新民訴法第93条第1項及び第94条関係）。 143

第5 訴え提起前の証拠収集処分

- Q73 訴えの提起前における証拠収集処分について、どのような改正をしているか（新民訴法第132条の2から第132条の7まで関係）。 145

第10章 第一審の訴訟手続に関する見直し

第1 訴状審査

- Q74 訴えの提起の手数料の納付がない場合の納付命令に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第137条の2等関係）。 149
- Q75 訴えの提起の手数料の納付がない場合の訴状却下命令に対する即時抗告の規定を改正した理由は、どのようなものか（新民訴法第137条の2関係）。 152

第2 釈明処分

- Q76 釈明処分としての提出命令に関して、どのような改正がされたのか（新民訴法第151条関係）。 153

第3 通訳人

- Q77 口頭弁論及び弁論準備手続における通訳人に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第154条第2項等関係）。 154

第4 電子調書

- Q78 調書を電磁的記録によって作成することに関して、どのような改正がされたのか（新民訴法第160条関係）。 155
- Q79 口頭弁論に係る電子調書の更正について、どのような改正をしたのか（新民訴法第160条の2関係）。 156

第5 準備書面等

- Q80 相手方が在廷していない口頭弁論における準備書面の提出に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第161条第3項関係）。 158
- Q81 準備書面の提出期間に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第162条第2項関係）。 160
- Q82 当事者照会に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第163条関係）。 161

第6 争点整理手続

- Q83 ウェブ会議又は電話会議による弁論準備手続の要件に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第170条第3項関係）。 162
- Q84 書面による準備手続に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第

175 条から第 176 条の 2 まで関係)。 164

Q85 ウェブ会議又は電話会議による進行協議期日の要件に関して、どのような議論がされていたのか。 166

#### 第 7 訴訟の終了

Q86 判決に関して、どのような改正がされたのか（新民訴法第 252 条から第 257 条まで関係)。 167

Q87 受諾和解について、当事者双方が不出頭の場合にもできることにしたのは、なぜか（新民訴法第 264 条関係)。 171

Q88 和解又は請求の放棄若しくは認諾の電子調書を当事者に送達しなければならないとしたのは、なぜか（新民訴法第 267 条関係)。 173

Q89 和解又は請求の放棄若しくは認諾の電子調書の更正決定について、新たに規定を設けることとしたのは、なぜか（新民訴法第 267 条の 2 関係)。 174

Q90 電子化された判決書等に基づき強制執行をする際には、どのように強制執行の申立てをすることになるのか。 175

Q91 電子化された判決書等に関する執行文付与等の手続についても、デジタル化がされるのか。 178

### 第 11 章 簡易裁判所等に関する見直し

Q92 簡易裁判所の訴訟手続におけるウェブ会議による証人尋問及び当事者尋問についてどのような見直しをしているのか（新民訴法第 277 条の 2 関係)。 180

Q93 督促手続に関して、どのような改正をしているか（新民訴法第 8 編関係)。 182

### 第 12 章 法定審理期間訴訟手続

Q94 法定審理期間訴訟手続を創設したのはなぜか（新民訴法第 7 編関係)。 187

Q95 法定審理期間訴訟手続は、どの事件において利用することができるのか（新民訴法第 381 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項関係)。 189

Q96 当事者双方の申出又は同意がある場合に限り、法定審理期間訴訟手続を利用することができるのはなぜか。また、当事者双方の申出又は同意はどのようにするのか（新民訴法第 381 条の 2 第 2 項及び第 3 項関係)。 191

- Q97 法定審理期間訴訟手続を利用するには、当事者双方に訴訟代理人が選任されている必要があるか（新民訴法第 381 条の 2 第 2 項関係）。 193
- Q98 法定審理期間訴訟手続の利用が認められるのは、どのような場合か（新民訴法第 381 条の 2 第 1 項ただし書及び第 2 項関係）。 194
- Q99 法定審理期間訴訟手続の審理は、概要、どのようなものか（新民訴法第 381 条の 2 及び第 381 条の 3 等関係）。 195
- Q100 当事者の申出等があった場合に通常の手続に移行するのはなぜか。また、通常の手続に移行すると、それまでの訴訟行為の効力はどうなるか（新民訴法第 381 条の 4 関係）。 200
- Q101 法定審理期間訴訟手続の電子判決書の記録事項は、どのようなものか（新民訴法第 381 条の 5 関係）。 202
- Q102 法定審理期間訴訟手続の終局判断に対する不服申立てを原則として異議の申立てによってするものとしたのはなぜか（新民訴法第 381 条の 6 から第 381 条の 8 まで関係）。 203
- Q103 法定審理期間訴訟手続の終局判決に対する異議申立てはどのようなものか（新民訴法第 381 条の 7 及び第 381 条の 8 関係）。 204

### 第 13 章 当事者に対する住所、氏名等の秘匿

- Q104 当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度を新設したのは、なぜか（新民訴法第 133 条から第 133 条の 4 まで関係）。 206
- Q105 申立てによる秘匿決定について、その概要は、どのようなものか（新民訴法第 133 条等関係）。 207
- Q106 住所等又は氏名等が（他の）当事者に知られることによって当該申立て等をする者又は当該法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがあるとは、どのような場合に認められるのか（新民訴法第 133 条関係）。 212
- Q107 当事者が法人である場合にも、当事者である法人の住所又は名称について秘匿決定をすることが可能であるのか。当事者が法人である場合に、法人の代表者の住所又は氏名については、どうか。 213
- Q108 秘匿決定の対象が申立て等をする者又はその法定代理人の住所等又は氏名等に限られ、その親族の住所等又は氏名等が含まれないのはなぜか。また、申立て等をする者又はその法定代理人が社会生活を営むのに著しい支障を生ずるおそれがある場合に限り秘匿決定をすることができることを認めて

- いるのはなぜか（新民訴法第 133 条関係）。 215
- Q109 裁判所が定めた秘匿対象者の代替事項（住所又は氏名に代わる事項）を記載等したときに、当該秘匿対象者の住所又は氏名を記載等したものとみなされることにされたのはなぜか。また、その内容は、どのようなものか（新民訴法第 133 条第 5 項関係）。 217
- Q110 原告は、訴えの提起をする前に、秘匿決定の申立てをして、秘匿決定を得ることはできるか。 220
- Q111 申立てによる閲覧等の制限は、どのようなものか（新民訴法第 133 条の 2 及び第 133 条の 4 関係）。 221
- Q112 職権による閲覧等の制限は、どのようなものか（新民訴法第 133 条の 3 関係）。 225
- Q113 秘匿決定等の取消し等は、どのようなものか（新民訴法第 133 条の 4 関係）。 228
- Q114 民訴法を包括的に準用している民事訴訟に関する手続以外の裁判手続（例えば、民事執行の手続、民事保全の手続及び破産の手続）における当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度は、どのようなものか。 231
- Q115 当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度を新設することに伴い、人事訴訟の手続において、どのような改正をしているか（新人訴法第 29 条第 2 項及び第 3 項並びに第 35 条第 8 項等関係）。 233
- Q116 当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度を新設することに伴い、家事事件の手続において、どのような改正をしているか（新家事法第 38 条の 2 等関係）。 234
- Q117 当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度を新設することに伴い、非訟事件の手続について、どのような改正をしているか（新非訟法第 42 条の 2 関係）。 239
- Q118 代替事項が定められた手続が終了した場合に、その代替事項の効力は、関連する民事訴訟の手続について及ぶのか。 243
- Q119 民事執行における供託命令の制度を設けたのはなぜか。また、その概要は、どのようなものか（新民訴法第 156 条第 3 項、第 157 条第 4 項、第 161 条の 2、第 165 条、第 166 条第 1 項、第 167 条の 10 及び第 167 条の 14 第 1 項関係）。 245
- Q120 債権執行がされた場合に、債権者は、自己の住所又は氏名について秘匿決定を得ており、差押命令にその住所又は氏名に代わる事項（代替事項）が

表示されているときであっても、供託命令の申立てをせずに、債権者は、第三債務者に対して、直接自己に支払うことを求めることができるのか。 249

## 第 14 章 民事訴訟に関する手続以外の民事裁判手続関係に関する見直し

Q121 人事訴訟及び家事調停におけるウェブ会議による離婚又は離縁の和解又は調停の成立等に関して、どのような改正をしているのか。 250

Q122 改正法においては、人事訴訟に関する手続に関して、デジタル化等に関して、どのような改正をしているか。また、同じく家庭裁判所を第一審裁判所とする執行関係訴訟に関しては、どうか。 253

Q123 改正法では、デジタル化等に関して、民事訴訟に関する手続以外の民事裁判手続に関して、どのような措置をしているか。 256

## 第 15 章 費用法に関する見直し

Q124 手数料等の納付方法の見直しにつき、新費用法の内容は、概要、どのようなものか。 261

Q125 訴えの提起を行う場合における、手数料の納付や裁判所における事件の受理の流れはどのようなものか。 263

Q126 手数料等の納付方法につき、ペイジーのほかに、クレジットカード、電子マネー、コンビニ決済等のキャッシュレスの方法は導入しないのか。 264

Q127 郵便費用の取扱いに関して、新費用法においては、どのような見直しが行われたのか。 265

Q128 過納手数料の還付等を裁判所書記官がすることにしたのは、なぜか。 267

## 第 16 章 施行日及び経過措置

Q129 改正法の施行日はいつか（改正法附則第 1 条及び第 4 条関係）。 268

Q130 施行日前に訴えの提起があった民事訴訟などにも、新民訴法の規定は適用されるのか（改正法附則第 2 条等関係）。 270

Q131 裁判所の使用するサーバを使用することを前提とする新民訴法の規定に関する経過措置は、どのようなものか（改正法附則第 2 条等関係）。 271

Q132 担保権利者に対する権利を行使すべき旨の催告に関する経過措置は、どのようなものか（改正法附則第 3 条関係）。 278

- Q133 訴えの提起の手数料の納付等がない場合に関する経過措置は、どのようなものか（改正法附則第12条関係）。 279
- Q134 法定審理期間訴訟手続に関する経過措置は、どのようなものか（改正法附則第23条関係）。 281
- Q135 当事者に対する住所、氏名等の秘匿の制度は、令和5年2月20日に施行されたが、その内容と、新民訴法（改正法）が全面的に施行された後の内容との間にどのような違いがあるか。 282
- Q136 新費用法に関する経過措置は、どのようなものか（改正法附則第25条から第28条まで関係）。 283

資料 民事訴訟法（IT化関係）等の改正に関する要綱 286

事項索引 314